

函館市監査公表第26号

函館市長から、行政監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年9月27日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池亀 睦 子

函 企 管 総
令和 4 年(2022年) 9 月13日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	企業局		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（行政監査）		
監 査 等 実 施 期 間	令和 2 年10月16日～令和 4 年 3 月25日	提出日	令和 4 年 5 月19日
監 査 項 目 等	郵便切手や I C カード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告, 指摘事項, 意見			
【意見】 イ 郵便切手の使用について （イ）後納郵便等の利用について 郵便切手の使用について、文書取扱規則第 2 7 条には、郵便切手を使用しない後納郵便等による発送の原則が規定されているが、文書取扱規則の認識不足、郵便切手の貼付による発送が常態化していることなどにより、後納郵便等を利用していない状況が見受けられた。 郵便切手の使用については、資金前渡の現金による購入や郵便切手を安全に保管しなければならないリスク、受払簿への記録、郵便切手の封筒への貼付などに要する業務量等を比較し、後納郵便等の積極的な活用に改められたい。			
措置内容, 対応・考え方			
企業局においては、交通部を除き郵便切手の貼付による発送が常態化しております。 現在、事務の見直しに向けて各課の郵便物発送状況の精査を行っているところであり、今後におきましては、企業局処務規程（市文書取扱規則）を踏まえ可能な限り後納郵便を活用した発送に改めてまいりたいと考えております。			

函 企 管 総
令和 4 年(2022年) 9 月13日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函 館 市 長 工 藤 壽 樹

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	企業局		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（行政監査）		
監 査 等 実 施 期 間	令和 2 年10月16日～令和 4 年 3 月25日	提出日	令和 4 年 5 月19日
監 査 項 目 等	郵便切手や I C カード乗車券などの金券等の取扱いについて		
勧告, 指摘事項, 意見			
【意見】 イ 郵便切手の使用について (エ) 郵便切手の調達について 郵便切手の調達について、基本的に調達した分は、調達した年度内に使用されるべきであるが、年度末（3月中）に調達が集中し、予算執行上好ましくない状況が見受けられた。 調達に当たっては、年度中の必要数量や使用時期を的確に把握のうえ、計画的に調達し、繰越し分の縮減に努めるとともに、適切な予算額の計上および予算執行に努められたい。			
措置内容, 対応・考え方			
企業局においては、郵便切手の貼付による発送が常態化していたことから、同時に多数の郵便物を発送するケースに備え相応の切手の確保をしていたところであり、年度当初には、より多くの郵便物を発送することがありますことから、年度末に比較的多くの切手を購入する傾向にありました。 今後、後納郵便による発送を基本とする中で、切手の適切な調達に努めてまいりたいと考えております。			